

## 施設栽培作付拡大促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町の特別振興作物であるサヤエンドウ、アスパラガス、ニラ、イチゴ及びサヤインゲンのほか、町が推進する新規作物の施設栽培を促進し、農業者の所得向上及び持続可能な農業経営並びに産地の維持・形成につなげることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ農産物の販売金額が50万円以上の農業者とする。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	備考
対象者が生産物の販売目的のために新たに導入するパイプハウス及び付属設備等に係る購入経費（付属設備等のみの購入は不可）	4分の3以内	本事業により導入した施設において、3年間継続して出荷を行うものとする。
町が推進する施設栽培を目的とした新規作物の導入に係る土壌検査費用	2分の1以内 ただし、検査結果が基準を満たさず、なお同一の検査を行う場合、基準を満たすまでに要した検査費用（最終分を除く。）については10分の10以内とする。	

2 前項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた経費

### (補助事業者)

第4条 前条に規定する補助金の交付対象となる事業を行う者は、新函館農業協同組合上ノ国支店とする。

2 新函館農業協同組合上ノ国支店は、第2条に規定する対象者の意向を把握し、必要に応じて審査及び検査を実施しなければならない。

### (補助金の交付申請及び決定等)

第5条 補助金の交付の申請、決定等の事務は、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年上ノ国町規則第2号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則実施要綱（平成15年上ノ国町要綱第449号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請等に必要な書類は別に定める。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。